

第七十二回 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

三月二十七日

中村 登美君

補欠選任

高橋雄之助君

今 春聰君

平島 敏夫君

田中 茂徳君

稲嶺 一郎君

源田 実君

竹田 現照君

郡 祐一君

神沢 浄君

上田 哲君

松下 正寿君

中村 波男君

三月二十八日

中村 利次君

今 春聰君

補欠選任

田中 茂徳君

金井 元彦君

上田 哲君

木内 四郎君

岩動 道行君

沢田 政治君

寺本 広作君

岡本 悟君

鈴木 力君

金井 元彦君

木内 四郎君

長屋 茂君

楠 正俊君

沢田 政治君

中村 波男君

宮崎 正義君

中村 利次君

岩間 正男君

岩間 正男君

国務大臣

国務大臣 小坂徳三郎君

(総理府総務長官)

政府委員

人事院事務総局 職員局長 中村 博君

内閣総理大臣官 房審議室長 亘理 彰君

内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 成美君

総理府統計局長 川村 皓章君

事務局側 常任委員会専門 員 相原 桂次君

説明員 外務大臣官房機 関官 野村 忠策君

本日の会議に付した案件

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十七日、中村登美君、高橋雄之助君、平島敏夫君、稲嶺一郎君、竹田現照君、神沢浄君、松下正寿君が委員を辞任され、その補欠として今春聰君、田中茂徳君、源田実君、郡祐一君、上田哲君、中村波男君、中村利次君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) 総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○鈴木力君 最初に、この迎賓館についてお伺いいたしますけれども、迎賓館、昭和四十年からですか、調査工事を行なって今度完成をするわけでありまして、今日に至るまでの手続的な経緯はどういうふうになっておられましたのか、まず伺いたいと思います。

○政府委員(佐々成美君) お答えします。

昭和三十八年の五月に迎賓館を建設するという閣議決定が行なわれました。それから昭和四十二年の七月に同じく閣議決定で旧赤坂離宮を改修して迎賓館とするということがきめられたわけでございます。そういったしまして、四十二年の八月に閣議決定で臨時迎賓館関係協議会を設置するということが決定されました。この協議会が同年八月に開かれ、ここで迎賓館建設の基本方針が決定されました。それより前に、同じく昭和四十二年の七月でございまして、旧赤坂離宮は衆議院の所管となっておりますが、これを迎賓館として使用することについて、総理府へ所管がえの手続がとられております。

以上のような経過をとりまして昭和四十三年の十二月に本館の工事に着手をいたし、今日まで工事が継続し、今年の三月末をもって工事完了という予定でございます。

○鈴木力君 新聞等に伝えられるところによりまして、あと、館長は島津久大さんとおっしゃる方、前のカナダの大使ですか、そういうところまできまっておりますというふうに伝えられておるんですけど、これは事実ですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 館長人事につきましては、過般来いろいろと総理及び内閣官房長官のところへ人選を進めておるようでございますが、新聞紙上等に島津氏の名前が出ておまして、その後一応島津氏の方だというふうに理解をしておりますが、なお最終的な決定を見るに至っておりません。

○鈴木力君 それから何か落成式は四月十日ときまっておりますというふうに聞きますけれども、これはほんとうですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 四月十一日の予定でございます。

○鈴木力君 そこで、私はどうも政府は少し手回しがよ過ぎるみたいにいるのですけれども、もしこの法案が四月十五日に採決、通過ということになれば、いまの落成式の計画とか、それはどうなさるおつもりですか。

○政府委員(佐々成美君) 現在、総理府の長房の中に迎賓館準備室というものを便宜置いておるわけでございますが、そこでもあ職員が業務を行なっておりますが、したがって、もしかりに法律が通らない場合には、その準備室でとりあえず落成式を行ない、法律が通ったあとで付属機関としての迎賓館ということに発足をいたすということに相なるかと思っております。

○鈴木力君 そうすると、きょう採決しなくともそれほど支障はないわけですね。

○政府委員(佐々成美君) 迎賓館の運営につきましては、お願いしておりますような法律に基づいて付属機関ということで責任のある運営をいたしたいということが趣旨でございますので、落成式も多くの方に来ていただく、それに対する諸準備、それからその際におけるこの迎賓館の公的な立場というものがございまして、落成式までに付属機関としての迎賓館をお願いし、そのような形で落成式をやらしていただきたいというふうなわれわれは思っております。

○鈴木力君 これは長官ね、笑話みたいにお聞き上げましたけれども、ごらんのとおり、きょうは採決できる状態じゃないんです。まあだれのせいということじゃないですけれどもね。だから、何

を基準にして四月十一日に落成式というのをきめられたのか。国会が法律を通すというのは国会がきめることなのであって政府がきめることじゃないんです。どういふわけで四月の十一日というのをきめたんですか。これは長官に伺いたい。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 三月一ぱいで工事が一応済むというのを踏まえまして、それならば落成式その他をなるべく早い機会にやったほうがよろうという考えでございまして、ただいま鈴木委員が仰せられましたように、この法案がだめだということ実はあまり考えておらなかったわけでありまして、またそれを政府が先行して、当然通るものだときめてかかったつもりも全くないでございまして、いずれにいたしましても、建物のほうができ、そしてこの迎賓館としての機能を国際的に十分果たしていけるというようになことを考えて、なるべく早くこれがスタートしたらよろしいという考え方で日にちをきめましたものから、ただいまの御質問には、ちょっと質問されました実情は弱っておりますのでございませう。お察しいただきたいと思ひます。

○鈴木力君 私、これはほんとうに弱つてもらいたいと思つてお聞きしているんです。実は何かいじわるみたいに聞こえるかもしれません。恐縮なんですけれども、いじわるにするつもりはありませんがね。私は常日ごろ政府の、国会が法律を審議するということに対する基本的な考え方が私どもとはどうも合わない。こういう方式で、こういう考え方で、この手続でいきますと、結局国会の議決というのは追認機関、この委員会はそういうことになるんじゃないですか。もうおせん立てが全部できまして、これをやらなきゃ困るから法律は早くやつてくれることをお願いしておるんですというところにしかならぬわけでしょう。それなら議決機関というのは、これは政府が仕事をやつたものの追認機関であつて、議決機関ということはどうもおかしくなつてしまふ。これは私は総理府が迎賓館だけをこうしたという意味で申し上げているんじゃないんです。これは長官にお聞

きいただきたいのは、ほとんどのことがみんなそういう形にいま政府がなつていくのじゃないかという事です。たとえば文部省が医科大学をつくるにしても、もう建物のほうが先に準備室かなにかつて先行してしまつて、あと最終的な手続だけのときに法律ができる。これも追認機関だと思ふのです。

私は、こういうことは特にこの総理府の立場からしますと、もう少し政府側のほうで検討すべき問題がたくさんあるんじゃないか、たとえばある程度の政府の原案が、案がまとまつたときには、建物ができ上がらなくても法律を提出できるはずで、設計が完全にできて着工した場合にはもう私は法案が提出できるはずだと思ふんです。一年前にも提案できるはずで、そういう形になりまうという国会でもいろいろな審議をすることができ、それから行き方なんかにつきましてもいろいろな議論があれば、あるいは国会の意思というものもそこに反映する余地もあると思ふんです。こうなつてくると、ほとんどもう国会は追認機関になつてしまつていく。私はこれは政府全体として、迎賓館だけのことを申し上げておるわけじゃない。総理府だけがけしからぬと言つておるわけじゃない。政府全体が国会というものを、あるいは法律というものの位置づけをもう少しまじめに検討する必要があるんじゃないかと思ひますけれども、いかがです。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 委員のたゞいま仰せになりましたことは非常に私もよくわかります。特にこの総理府の設置法の中での迎賓館についての今度の問題点は多くの議員の方々も同じようなお考えで、四十三年から工事をやつてながら、なぜいまごろになつて、完成直前になつてこの所管を総理府に持つてくるというふうなものを出したのかという事で、たいへんに各議員からもいろいろ御質疑をいただいております。そうしたことを伺えば、何うほど、これは多少もう少し前にこうしたことは十分国会の議を経ていただくのが至当ではあるというのを私もよく理解できる

わけでございまして、今度はたいへん申しわけございませうが、ひとつこういうことになつておりますのでお許しをいただきたいというふうに考えます。

○鈴木力君 これはもうこれ以上は申し上げませんですけれども、もしいまの総理府長官のおっしゃることが真意であるとすれば、このあとのいろいろな行政には必ずそれが生きてくるようにひとつ強くこれは要望しておきたいと思ひます。もう一つこの迎賓館関係で簡単に伺ひしますけれども、この法律にありますが国賓及びこれに準ずる待遇を要する者を接遇するための施設としての、こゝろあります。それから公賓というのもございます。この国賓及びこれに準ずる者、あるいは公賓、こういうのはどういふ人たちをさしておるんですか。

○政府委員(佐々成美君) 法律で「国賓及びこれに準ずる賓客」といふふうに書いてございまして、国賓は、外国から賓客が来られる場合に閣議決定に基づきまして国賓ということにいたします。でございまして、その国賓をさしてございまして、そしてあと「これに準ずる賓客」の範囲をどのやうに定義づけるかといふことでございまして、まずいま先生おっしゃいました公賓、これはこの「準ずる賓客」の中に含めて考えたい。公賓と申しますのは、これも外国から来られる賓客の中で、外務省がこれを公賓といふことに基準の上できまして、そして閣議の了解を求めるものでございまして、なお、「これに準ずる賓客」には、いま申しました公賓のほか、衆議院議長あるいは参議院議長、また最高裁判所の長官が招待いたします外国のこれらに相当する地位にある賓客、これをこの「準ずる賓客」に含めたい。そのほか、まあ国際慣例とかあるいは国際上の相互主義の原則によりまして迎賓館において接遇することゝ適当であるというものをこの「準ずる賓客」に含めて運用していきたいといふふうに思つております。

○鈴木力君 それで、そういうことだと思ふので

す。これは長官にまたお伺ひしたいんですが、これはたぶん昭和四十一年九月十六日一部改正を行なつたんですが、昭和三十九年の六月三十日に「国賓等の待遇について」という閣議決定があります。いまの審議官のお答えはそれに基づいたものと、こう思ふのですが、それを見ますと、「国賓とは、政府が儀礼をつくして公式に接遇し、皇室の接遇にもあずかる外国の賓客をい、元首、首相その他これらに準ずる者であつてこの待遇を適当とするものにつき、外務大臣において官内庁長官と連絡の上その請議により閣議において決定するものとする。」とあります。まあいいんです、全部正確でなくても。大体こういうふうにある。そこで私は、これは長官にお伺ひしたい意味は、国賓とは、私は通俗のことばで言いますと、国のお客さまといふことになると思ふのですが、それで、この文面を讀んでみると、どうしても私は国のお客さまという感じがしないんです。政府のお客さまという感じがする。閣議決定をして、閣議できめて、閣議で、すべてが閣議が権限であつて、閣議で、そして国といふことの代表すれば、議會といふものは一つの国の代表機関だと私は思ふ。ところが、衆参両院の議長は「その他これらに準ずる者」といふものの扱いを受けている。この辺は変じゃないんでしょうか。長官、どうですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 三十九年の六月三十日の閣議決定、四十一年の九月十六日の一部改正でございまして、「国賓とは、政府が儀礼をつくして公式に接遇し、」といふふうになつております。政府が儀礼をつくして公式に接遇するものが国賓であるといふふうにわれわれは理解いたします。したがひまして、この政府のお客さまという意味でなしに、政府は「国の行政的な代表」という意味で、「政府が儀礼をつくして公式に接遇し、皇室の接遇にもあずかる外国の賓客」といふふうにも出ております。私は、国賓といふものは必ずしも政府だけのものではない。われわれが、政府がたまたま国民のその時点における総意を受けて

行動するものであるというふうにも考えるわけであります。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、今春職君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君が選任されました。

○鈴木力君 私が申し上げますのは、どういう手続をとつても中身にはあまり変わらないだろうとは思ふのです。ただ、基本的な考え方に、閣議がきめればというところなんです。閣議にして、公費にしても、準ずる者にしても、閣議がきめてある。そして、たとえばさき言いましたように、衆議院議長、参議院議長は「その他これらに準ずる者」という扱い。私はやはり国のお客さまという考え方に立つなら、もちろん「政府が儀礼をつくし」云々という中身はそれにしても、やっぱり国費とは何かという決定は議会の議を経てきめるということが正しいのではないかと。でないと、国民はもう関係がないことなんであつて、きめるのは閣議できめて、閣議が呼ばれてきてやればよろしい。国民はこれには関係がありません。きめるときは書いてある。だれがきめても、国費という場合に、まさかわれわれの友だちが来たのを国費にしるなどと言っても通るはずがないことは常識的にわかつております。だから、内容的にはそう私はこの中身についてどうこうとあまり申し上げられる筋じやないと思ひますけれども、きめ方考え方、基本的に、政府がきめれば何でもこれがいんだと、この考え方私はどうも疑問があるんですけれども、長官、どうですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 鈴木委員のお考えもまた一理あると思ひます。しかし、現実に国費というものが、世界じゅうにどこにあつても国費として遇せられる待遇を受けるにふさわしい人間はおるわけでありますから、やはりそれを受けて、政府が公的に儀礼を尽くして接遇をし、それを閣議においてきめるということは、私は別段いま鈴木委員の言われたこととそんなに根本的に違ふことにはならないように考えます。

○鈴木力君 だいぶん考え方が隔たりのあると思ふのです。私はたとえさき言ひましたように、くだいことを言ひますけれども、「元首、首相」とはつきり出ておる。「その他これらに準ずる者」というのに国会議長が入つてゐる。こういうこの格差のつけ方ですね、表現のしかた。「準ずる者」だからいいじゃないかというふうに言われるかもしれない。事実上は国費にするのだということになるかもしれない。しかし、考え方からすると、やっぱりどうしても内閣というほうが、政府というほうが優先であつて、そうして議會というのはその下にあるという、この表現はさうなるでしょう。こういうことがあつて、閣議だけできめずに、やっぱり議会の議を経ると、さうして国全体の客としての位置づけというものをきつちりすべきだ、こう思ふんです。これはさき長官のお考えと私とはだいぶ違ひますけれども、ただ、やはり相当の行事としてやる以上、法律ができ上がつてからこれを認める、さきまあ長官の御答弁にあつたからもう繰返しませうけれども、事実上はいままではそういう性格だつたでしょう。法律で追認をしない、あと全部セットしてある、その中身は閣議できめるからいいのだ、こういうことではやっぱり国の客の扱いという、国の、というものと、政府の、というものとの、主役は政府がやることはわかり切つておりますけれども、考え方、大きな相違がある。これはいま公式制度調査会という総務長官が主催しての調査会がありましよう。そこでいまこういう問題を検討なさつてゐるものであると思ひますから、私のいま申し上げたようなことも含めて、こういう調査会等でもさらに検討していただきたといふ、これは御要望申し上げておきたいと思ふのです。いかがですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 鈴木委員のお考えは御要望として十分承りました。

○鈴木力君 で、急ぎますので、あとは同和対策協議会について一点だけ伺ひたいと思ひますけれども、今度五カ年協議会を延長なさる、これは私は所期の目的を十分に果たし得なかつた場合に、延長してさらにこの種の仕事を続けるという考え方については賛成いたします。ただ、その五年とまた区切つたところにですね、もちろんこれは同和対策事業特別措置法による十年間で五十四年までの計画がありますから、それを合わせたものではなかつたかと思ひます。一応の五年というめどが、ただ、いままでの繰返しですと、二年ごとに刻んで延ばしてきたり、三年延ばしたりしてやつてまいりました。まあ目的を達しない場合にはさらに継続をするという考え方は賛成だとさきも申し上げたんですけれども、それならば、やっぱり私はさうこの問題は簡単にあと五カ年間で完成するといふふうにも思へないほどむづかしい問題も含んでおれば、あるいは予算財源等からいひましてもなかなか十分にはいかないというやうな事情もあるだろうと思ふのですが、五年という区切らずに、延期をしておつて、期限を入れずに入れておいて、さうして所期の目的を達したときに廃止をするという法律案で処理したほうがむしろ有効ではないかとも考えるのですけれども、この間の事情はいかがですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 鈴木委員がたゞいま仰せられたとおり、特別措置法そのものが十カ年のあれでございまして、ちやうどこれで前期五年が終つてしまつた。われわれといたしましては、いま御指摘の諸点につきましても大いに深く反省いたしております。もっと効率的な、あるいはもっと効果のある方法があつたのではなかつたかといふことはもちろん考へておりますが、しかし、さしあたり無期限といふわけにもいかない、ちやうど措置法そのものとあわせてさらに五カ年延長する、それに対応して今度四十九年度の予算の中におきましても、御理解をいただいて、同和対策室を今度のはつきりつくりまして、そこを中心

に、いままでやつてまいりましたいろいろな世論調査あるいはまた実態調査、こうしたものも十分な点が多々あるものでございまして、さうしたのも詰めてひとつやつてまいりたい。いづれにいたしましても、これから五年間は、前期五年でいふこの問題にはいろいろな形で国会の御指導もいただいたし、御協力もいただいできておりました。あと五年間はひとつぜひこれを本物にしたいという熱意を持つておりまして、私、必ずしもこの五年間ですべて済むとは思へませんが、しかし、さしあたりの目標を五年間にいひ以上上の効果のある実践活動をひとつやりたいという気持ちでおるわけでございます。

○鈴木力君 この問題は、長官もおっしゃるとおり、だれがやつても非常にいろいろな事業も大きいし、なさねばならないこともたくさんありますから、さう当初考へた計画が一ぺんにいくというわけにはいかないといふことも私もよくわかつております。いまの長官の御答弁でも、五年間で何とか仕上げるという決意で五年間という期限を切つた、こういうふうに承れると思ひますから、それならこれは私のほうからお願ひをしておきまされども、相当の決意を持たれまして、そして対策室等もつくられ、それが十分に生かされるやうに御努力をお願いしたい。中身の問題についていろいろ伺ひたいこともありますけれども、きようはあまり時間がなさそうですから、これはもうお願いだけしておきまされども、五年間という区切りをつけたといふことを、有効に事業を進展させるやうな御配慮をいたしますか、万全を期すやうに御要望申し上げておきたい、こう思ひます。

それで、もう一つの問題は、同和対策室をつくつておやりになる、私はしごくけつこうなことだと思ひます。各省にわたつていろいろな対策が行なわれ、施策が行なわれなければならないこの問題でありますから、どうしても総理府が先頭に立つておやりにならなければこの種の問題はできない。と同じやうに、アイヌ問題についてです

ね、アイヌ問題についても私はもうそろそろ政府全体として取り組まないと——そろそろ言うことばがよくないので、ほんとうはおくれておったと思いますけれども、そういう時期が来た、こう思うのです。これから若干の時間、このアイヌ問題についてお伺いしたいと思いますけれども、政府として、このアイヌ問題というものをどういうとらえ方をなさっているか、長官にまず伺いたい、こう思います。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ウタリ問題と申しますが、対策は、やはりこれは一万八千人の方々の生活及び社会生活すべてを含めた問題であることはわれわれもよく認識いたします。このために自民党にはウタリ対策推進委員会というものがござります。また、社会党にも同じような組織をもちまして、ウタリ対策を進めていくべきであるということについては、もうすでにいぶん前から具体的に行動を皆さんにさせていただいているわけでございます。政府といたしましても、先般来やはりこのウタリ問題をもう少しはっきりした形の中で浮き彫りにしていくことが必要なのではないかという、特に社会党の方々からの強い御要請もございまして、昨今、内部的にこの問題をどこが主として窓口となり、全体のいろいろな政策の総合調整等の機能を果たさせるかということについて検討をいたしているわけでございます。

○鈴木力君 いま長官が、北海道開発庁が中心になってやるべきだというふうにおっしゃったと思うのですけれども、そういう意味だったのでしょうか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 最もいろいろな面から見て開発庁が窓口になるのがいいのではないかと、というふうに考えております。

○鈴木力君 これはことしの三月八日の衆議院の予算委員会の第三分科会で、社会党の岡田春夫氏が質問した中には、町村自治大臣が答えている中に、北海道開発庁という役所には北海道開発法の

考え方からしてなじまないということが言われているのです。これは北海道開発庁、なるほど北海道というところがあるから北海道開発庁と、こう考えられるみたいでありますけれども、北海道開発庁というものは法的ないろいろなきめられた中の仕事であって、この問題はどうかして「北海道開発庁以外のところで窓口はきめていただくのがよろしかろうというふうには、いまは私考えております。」これがまあ町村自治大臣の御答弁なのです。私もそう思うのです。

それからもう一つ総務長官にお伺いしたいのは、さっきの御答弁で、一万八千人の生活と社会生活を保障するというところに重点を置かなければいけないという趣旨の御答弁だったと思うのです。まあ私はその御答弁に別に異議があるわけじゃありませんけれども、ただ、お考えいただきたいのは、北海道で調査をした——これは北海道庁が調査をした結果から一万八千人という数字が出てきた、こう思うのです。しかし、実際は東京にも五千人いる、こういわれているのです。決して北海道に人だけが対象になっていないはずであります。そういうこともひとつ考えなくちゃいけない。

それからもう一つ、私はこのウタリの人たちのこれはまあいままでのいろいろな経緯がありますから、具体的なことをどうこうと、いまここでふろしきを上げて言えとは言いませんけれども、確かに生活条件や何かは非常に困っている問題はたくさんござります。そういう問題の解決と同時に、もう一つ、やはり長い間続いてきたところのあのウタリの人たちの生活習慣ですね。あるいは宗教、あるいは伝統的なあの人たちが持ってきたいろいろな美術、芸術というふうなものもありまします。いわゆるウタリ文化とでもいいますか、言語の問題もありまします。いわばアイヌ民族としてのそういう貴重な文化面というものについても、これは私どもやはり国として保存をするというものが——適当なことばじゃないと思うのですけれども、さらにこうした文化を発展をさせていけるよ

うなそういう施策というものが政府としては必要ではないのか、こうも考えるのですけれども、こういう面についてのお考えはいかがですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) このウタリ問題、ウタリ対策というようなきわ立った形でこの問題を取り上げていくことが、はたして北海道以外の地区において適当かどうかということについては、なお私ら十分に検討は済ましておりませんので、さしあたり一万八千名の五千五百世帯に及ぶウタリの方々の問題を現地の北海道開発庁において扱うのが一番現実的ではなからうかという考えでございます。それとただいま御指摘の文化的な問題、言語にいたしましても、習俗にいたしましても、そうしたものを、やはり日本の古い、古来からの長い歴史の中の大きな一つの文化的遺産としてこれを位置づけていくということについては私は少しも異存はないわけでございます。まあいざにいたしまして、そうした問題を第一義的に取り上げるのはやはり北海道が一番適切なんじゃないかと、したがって、この開発庁が担当するの一番適当ではないかと私は現在考えております。

○鈴木力君 そうすると、これはまあウタリの人たちのことをウタリ対策とうたうのはどうかという長官のことばなんです、いまの。これは参議院で社会労働委員会が、昨年の十月に社会労働委員会として調査をしておるんですね。この調査の報告には、いまの長官の御答弁とは違った報告が出ておる。それからその際に、参議院の社会労働委員会が調査に行ったときに北海道のウタリ協会の理事長野村義一さんから特に要望書が出ています。これは正式に参議院の社会労働委員会に要望書が出ている。これもいろいろな項目がござりますけれども、時間の関係で中身は申し上げません。この要望書を見ましても、このウタリという問題については、もっともっと政府がいろいろな形において施策をやってほしい、そういう趣旨のことが非常に強く要望されておる。それから北海道の日高総合開発期成会、ここからもやや同じよ

うな要望が出てるんです。私はそうした人たちの要望というものがあつたということ、これはやっぱり大事にしなければいけないと思うんです。そこで、この要望を受けて、実は参議院でも齋藤厚生大臣の御答弁もありました。齋藤厚生大臣の社会労働委員会での御答弁の趣旨も、窓口を一本にすべきであるということが強調されております。同じことは、さっき私が言いましたことしの三月八日の衆議院の予算の第三分科会でも、やはり総理府を中心にして相談をいたしますという答弁があるんですね。それから去年の三月五日に、やはり衆議院の第三分科会の質疑の中にも、社会党の岡田春夫氏の質疑に対して齋藤厚生大臣が、総理府を中心として検討するという御答弁がありました。これは去年からずっと繰り返しているわけでありまして、もうこの方向をきつちりとつけるべきときだと、こう思います。それで長官が、いま、北海道開発庁が窓口になってやるのが正しいということを繰り返しておっしゃったんですけれども、これは町村開発庁長官とは協議がなされているんですか、なされてないんですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 岡田春夫氏の御質問があります前後、特にことしになりましたから、ウタリの問題をもっと政府内部で窓口を一つにして扱ったほうがいいのではないかと、という議論が出されておりました。齋藤厚生大臣、それから町村自治大臣と話し合ひまして、ウタリは北海道開発庁をまず窓口にするのがよろうではないかというふうな話し合ひを進めておるところでございます。すでに数回話し合つております。

○鈴木力君 ところがさっきも私が言いましたように、町村自治大臣の御答弁の中に、こうあるのです。これは三月八日ですね。「私も実は、この問題が起きてから、多少部内で検討をさせてみたわけでありまして、ところが、御承知のとおり、いまの北海道開発庁というお役所は、岡田議員も非常によく御承知のとおり、開発法というもののに基づきまして、北海道に係る公共事業だ

けをやるというたてまえになっており、また、役所の構成も、そこにおきする人的関係も、およそこういうことにはなじまないような役所だということが、どうもだんだん検討いたしてみますとはっきりいたしましたので、」それからずつとこうある。開発庁長官は、総務長官と御協議なさったときにはその方向だというけれども、国会での答弁では、北海道開発に関する公共事業だけをやるというところであるからこの問題を扱うのはなじまない、こう御答弁なさっている。そうすると、これは政府間の調整ができていとはどうも私は思えないんですね。事実上、たとえば北海道ウタリ協会からの参議院の社務委員会に対する要望事項を見ても、それはもうたいへんなものなんです。厚生省関係が非常に多い、あるいは文部省関係がある、労働省がある、建設省がある、各省に非常にずつとこうまたがりますから、で、この間の連絡調整ということも必要になってくる。

だから私は、どうしてもこういう各省にまたがることの連絡調整機関、これはやはり総理府が、たとえば同和局とそうである。あるいは災害対策にしても、そういう問題はほとんど総理府のところにこのかなめになって、そして調整機関の役割りを果たしてある。どう見ても私は、やっぱり開発庁がだめであれば、なおさら総理府が乗り出さなければこの問題は解決しないのではないのかこう思うんです。いかがですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 委員の御趣旨よく承りました。私、何でもかんでも総理府に持つてくるということはもうやめた方がいい、現実に現在の日本の政府機構を見ても縦割りの行政なんでありまして、これをただ形式的に横に寝かしてみしてもそんなに効果はあがらぬというところは、やはりこのウタリの問題のように、主たる方々の住まわれる北海道、ここをまず問題の中心として選ぶのが、北海道開発庁を窓口にするのが一番具体的であって現実的ではなからうかという私は考えを持っており、委員のたてまの

いろいろな御発言も十分踏まえまして、さらに自治大臣、厚生大臣とも話し合いをしてみたいと思

います。

○鈴木力君 もうこれでやめますけれども、一番重要なことは、特にこのウタリ関係の団体の代表の人たちの意見を聞きまして、いろんな問題、とにかく現状のままではもうどうにもならないような問題がたぐさんあるわけなんです。特に今度の北海道道庁を通じての政府に対する予算要望なんかにつきましても、その何分の一しか採用になつていないわけですね。そういう点では非常にこのウタリの人たちもがっかりしている。それで陳情に來ますけれども、さっき言いましたように各省にまたがってどうにもならないから、どうしても政府に窓口を一本化してくれという要望が非常に強いわけでありまして、だから私は、いまの長官の御答弁と私の質問申し上げた間で、ここだけは一致していると、こう思うんですが、それは窓口を一本にする必要がある、そこは長官も認めたのだと、こう思います。ただ長官は、一本にするが、北海道開発庁のほうがよろしいというお考えである。まあ私は総理府がいんじやないかというのを申し上げましたけれども、こんなやりとりはそうしたい値打ちのあることではありませんで、要は早く政府として意思統一をなさって、そして一本化した制度的なものをきちにつくることだと、こう思います。必ずしも私は、必ず総理府ということはいまあえて申し上げるつもりはありませんが、政府全体として、開発庁なら開発庁ということになれば、自治大臣が御答弁なさったようなこの問題を解決するというこれも政府としてはおやりにならなければいけないわけでありまして、そういう意味で、長官がさっきおっしゃいましたように、相談をして早急にこの窓口をどこにするかきめたいという御答弁を、私は必ずできるだろうという期待を持ちまして伺いましたけれども、これはもうこの話が国会で議論されてから、去年もそういう話、早急に早急にとりかかるといふことになっておるわけであり

ますから、小坂長官のときにひとつこれは早急に、ほんとうに具体的に実現をせよというようにぜひひとつお願いしたいと、こう思います。いかがですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 努力をいたします。

○宮崎正義君 最初にお伺いしたいのは、今回の総理府設置法の一部を改正する法律案の、総理府を本府とした付属機関としての迎賓館を設置するということについてでございますが、私は四十七年の九月二十六日の朝日新聞をいま手にしているわけですが、そこには、こゝで田中首相が訪中をなさったときの記事が出ています。実を言えば総理にこゝに來ていただいた、ほんとうかどうかその真意をお伺いしたいわけなんです。が、おいでになりませんので、長官にかわっていただきながら、外務省の人にも明確な御答弁をお願いしたいと思うわけでございます。

と申し上げましたのは、周恩来首相と田中総理が対談をいたしましたそのことが出ておるわけですが、この中で、このたび「古い建物を大改造して迎賓館にしています」、さらに、「迎賓館が出来ましたら第一号としてどうぞ」と、田中総理は周首相にこのように言われておるわけです。その周恩来首相もなごやかな笑いの声を出しながら、「これは光栄なことですよ」と、このように答えられているということが出ておるわけです。

なお、さらにそのあとには、総理は、小さいがベルサイユの宮殿をかたどったような内容が話の中にあるわけです。こういうふうなことは、一國の総理が、私はいき意味として、外交辞令でこういうふうなお話をされたかと思ひますが、ところが、外務省のある幹部の人は、外交辞令とは言えないでしようというふうなことも報じられておるわけなんです。そうかと思ひますと、フランスのボンビドー大統領が第一号としてその迎賓館に來るんじゃないかならうかと、招聘をされるんじゃないかならうかという、第一号、第一号というのを二つも私は聞いておるわけですが、こういうふうなことが、先ほども鈴木委員からお話がありました、こ

の法律の審議も、法律の設置法案も出ないうちに、こういうことを外交辞令で、外交辞令だからいいというようなことでこれは済まされることかどうかということがひとつ私は疑問なんです、いかがでしよう。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田中茂徳君が委員を辞任され、その補欠として木内四郎君が選任されました。

○国務大臣(小坂徳三郎君) その朝日新聞の記事は総理が自身でコメントしたものでかどうかわかりませんが、また総理が、その当時北京において、招待をいたしますというのを公的あるいは公的に述べられたかどうかは存じませんが、いまこゝでその問題について私の意見を申し上げることは控えさせていただきます。

○宮崎正義君 ですから私は申し上げたわけですが、田中総理にこゝに來ていただいたことの真意を開かなければならないという、前もって申し上げておきました。で、長官としては、私は総理がほんとうにどういうお考えで、こういうふうにおっしゃられたのか、ほんとうにこゝに來ていただいた、長官のほうから総理を呼んでいただいたか、です。そういうぐあいにしていたか、まだ問題があるんです。この間また総理は、東南アジア訪問の際にも、フィリピンのイメルダ・マルコス大統領夫人にも迎賓館にぜひお立ち寄りくださいというふうなことを発言されておるという報道も出ておるわけですが、こういふうちに国会でこの設置法の審議もされないのに、しかも先ほど鈴木委員のお話もございましたので、私はそれは重複するからならんと言われないように言わねえように思っているんですが、昭和三十一年六月三十日に政府に閣議決定を行なつて、そのあと昭和四十一年九月十六日に一部改正するといふ閣議決定を行ないながら、そして四十年には調査工事を始めて四十三年に着工している、そ

して今日に至って工事費の総額予算が九十七億七百四十六万四千円、家具製作費等を含めて七億円を要する、総計が大体百四億円かかると言われているという。こういうふうな一連のことから考え合わせてみまして、こういうことが許されていいものなのかどうなのか、国会というものをどんなふうにお考えになっているのか、これは総理は御答弁できるだろうと思うんですがね。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 先ほどから今回の迎賓館についての政府の総理府設置法一部改正につきましてはあるの申し上げておき、やはり国会のものと十分なる議を経て、もっと事前にこうした問題は国会に御提案申し上げていくべきであつたということについては御指摘のとおりだと思います。それで、たいへんに申しわけないが、こういう事態でございますので、今度だけはひとつお許しをいただきますようお願い申し上げます。

それからなお総理の発言につきまして、私は具体的につまびらかにいたしておりませんが、ただいま宮崎委員が御指摘になりました昭和三十九年六月三十日及び四十年九月十六日の改正に基づき「国賓等の待遇について」という閣議決定は、いずれも外国大臣が、国賓につきましては宮内庁長官と連絡の上、公賓につきましては外務大臣が関係大臣と協議の上、それぞれ閣議決定あるいは閣議了解を経て国賓あるいは公賓とするというふうになっております。そうしたことから見ますれば、おいでくださいという軽い気持ちで言われたのではなからうかと推測いたすわけでございまして、本質的には、政府としては、外務大臣の要請あるいは閣議によって国賓または公賓が決定されるというふうな理解しております。

○宮崎正義君 これは国内だけならいいんですよ。私の言っているのは、外国に対して、そういうことが報じられているというのではないということじゃないかと思うんです。これは外交上非常に大きな問題に私は考え方によつてはなると思っています。なぜかならば、日中航空協定もまだはか

どつておりません。こういう状態で締結もいつできるやらわからないという、今国会中にやりたいんだというふうな希望だけはあるようでございしますが、これだつて満足な形態で進んでいるとは私は言えないと思うんです。こういうことを一つ取り上げてみても、もしかりにこれが事実であるならば、第一号というふうにおっしゃられておき、それが事実であるならば、これはもう近いうちにお呼びをしなければならぬ。その前にもこの協定等の問題もいろいろなことが解決をされつつ進んでいかなければならないと思うわけですがね。いずれにしましても、そんなような、いま長官の御答弁がありましたように、外務大臣のお話もございしたけれども、ある一面には、田中首相と大平外相のラインで迎賓館外交というものが続けられているんじゃないかともこれは取りざたされているということなんです。そういう面から考えていきますと、なおさら私は、国内じゃない、外国に対しての、一國の首相なり外務大臣なりがもしかりにそういうふうなことを言われておるといふことならば、これはたいへんな問題に、とりよるによつてはなると、こう思うわけですが、この点どうなんでしょう。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 御指摘のとおり、私は非常に慎重になすべき事柄だと思ひます。

○宮崎正義君 報じられているところによりまして、フランスのボンビドー大統領が第一号というふうな報じられているんですが、何か最近はおからだの都合で取りやめになったとかどうだとかいうことを聞いています、この点どうなんですか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいままでボンビドー大統領が国賓あるいは公賓として接遇を受けるんだというところについては私は遺憾ながら耳にしておりません。しかがいまして、新聞紙上でボンビドー大統領が来れなくなったということを知りました程度でございます。

○宮崎正義君 外務省の人、来ているでしょう。○説明員(野村忠策君) 新聞紙上で取りざたされ

てありますが、先般フランス政府と日本政府が一緒になりました、若干延期したいというふうな表明が行なわれたわけでございます。

○宮崎正義君 外務大臣でないんですから、はっきりいえることをおっしゃることはできないだろうと思ひますけど、いま総務長官と私が質疑を取りかわしておりましたね。その点、あなたはもういふうにお聞きになっていました、外務省として。

○説明員(野村忠策君) 私どもといたしましては、できるだけ迎賓館の御審議をいただきまして、外国の御客さまをちゃんとてなすことができませんように希望いたしております。

○宮崎正義君 そうじゃなくて、先ほどの総理が訪中された、あるいはフィリピン、イメルダ・マルコス大統領夫人にも、どうぞおいでになつてくださいというふうな、いろいろなことを言っているというところが報じられているわけですよ。外交辞令であるが何であるかが、外務省として、この迎賓館の設置法がきまらなかつたら、外国に対して発言したことに對してどう受けとめていくのか、またそれをどう対処していくのか、そういうことを聞いています。さっきの長官と私との話し合いは、そういうことに触れておつたんです。だから、外務省としての立場というものが当然あるわけでしょう。

○説明員(野村忠策君) 先ほど総務長官が御説明されましたように、私も真相につきましてはよく承知しておりますので、ここの御答弁は差し控えていただきたいと思います。

○宮崎正義君 私は報道されていることを中心にしてお話をしているという意味でもないんですよ。それはひとつ誤解をされないようにしていただきたいと思ひます。もしかりにそういうことが事実としてあるならば、これは外交上非常な問題があるということ、これ、指摘しておきたいと思ひます。したがって、そういうふうな、こういう設置法案を出しになると、先ほどから長官は、今回はとにかく許してもらいたいというお話

がございしますので、この点につきましては、外国に影響していくというふうなことになるかと、これは事国内だけでとどまらないということを再確認なさつて今後のあらゆる施策というものを進めていかなければいけないんじゃないかというふうな思ひから申し上げたわけです。

次に、内容を見ていきますと、非常に心配される面があるわけなんです。あの建物の周辺には、迎賓館の周辺にはかなり高層建築が建つておりまして、その高層建築から見ると、みんな見通しできるといふ、これは私も実感としてそうとめております。極端な言い方すれば部屋の中まで見えるんじゃないかとまでいわれているんです。こういうふうな場合ですね。特に見方もいろいろあるんです。望遠鏡で見ればより詳細に見えますし、それからまたせつかくの国賓なり公賓なり――先ほど国賓、公賓の論議をされておりましたが、外国の方々がせつかくわが国にお見えになつて、もし万一のことがあつたらなんかにどういうことになるか。狙撃事件が過去にはあるわけだし、ですからそういう点から考えましても、どんなふうなそういう環境づくりというものをとおやりになろうとしているのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 警備関係につきましては警察庁並びに警視庁等々が直接的に担当いたしておりますが、実は私も先般建設中の迎賓館に参りましたときに、そばのホテルニューオータニの新しいビルがほんとうに迎賓館のそばにそびえ立つておりまして、なるほど世間ではあの屋上からねえれば一発だというふうなことがいわれておる、そういうことをはだ身でよく感じました。私はやはりこれについては迎賓館の性格、特に他国の元首、あるいはそれに次ぐような重要な役割りをしている方々にもしものことがあつたらたいへんでございまして、私、総務長官として別に、警備については警察庁並びに警視庁には十分警備の行き届く配慮を要望しております。

では管造費のほうでやるわけでございまして、いま先生のお尋ねの問題は、それをどのように管理していくか、維持していくかというお話であらうと思ひますが、これはまあ全体の庭園を、芝生ならば常に刈り込んでおく、また樹木ならば枝おろしをしたりしてこの管理をしていくということにならうと思ひますが、それから花壇等もございしますから、花壇等の整備というように、そのようなことをまあ年間にどれだけのことをすれば整備されていくかということを一応積算をいたしまして、そうしてこの予算の中に積算として入れてある次第でございします。

○宮崎正義君 庭園の大きさはどれくらいあるか、芝生はどれくらいあるか、樹木はどれくらいあるのか。

○政府委員(佐々成美君) 庭園の大きさは大体十万平米でございまして、そうして芝生は三万三千二百平米でございまして、それと松が約二百本ばかり、それからそのほかマテバシイ等の木が百八十本ばかり、それからサザンカ等の灌木が約六千本ばかりでございします。

○宮崎正義君 これも民間請負でやらせるのですか。

○政府委員(佐々成美君) そのとおりでございします。

○宮崎正義君 そうすると、請負でやらせる場合に、芝は何回刈り込むとか、あるいは目土はどういうふうにとるとか、肥料はどういうふうにとるとか、いろいろあると思うのです。雑草を取るのも、目土あたりの費用なんかもいろいろ出でおりますが、ところによって違いますけれども、芝生なんて、芝刈りなんてどれくらいに見込んでおられるのか、これはこまかいことを聞けば際限ないわけですから。防除剤を使わなければなりませんし、いろいろなこまかいことが一ぱいあります。

芝刈りのときはごみ処理なんという問題も出てきますし、相当綿密な考えの中から予算を見込まれたらうと思うのですけれども、この当時の見積もりをなさったときと現在との物価がどう違うかと

いうようなことを推しはかつていきまして、非常に私は心配する面が多いわけですから。これはいまその庭園だけを取り上げましたから申し上げるんじやなくて、一つ取り上げましたら、そういうふうな刈り込みから目土から肥料から防除剤から雑草取りからごみの処理から一連のものがずうっとあるわけですね。そういうふうな費用というものは、この予算を計上されてやられたときと現在とは相当その金額が違つてきておりますし、それから同じように光熱水料等も、もうすでに電気料金も上げなければならぬとかいうようなこともいわれておりますし、もう燃料もそうでありますし、こういうような関係から考えていきまして、この予算だけで相当な予算だと思つても、さらに私はこれはこれだけでは満足できないんじゃないかと思つて、そういう点に対する見通しなんかどうなんですか、芝の手入れあるいはこの除草、それから肥やしを入れる施肥等々、この予算の見積りの中では一応これはすべて見積もりをしてございします。で、この迎賓館の管理運営、まあ初めてやるわけでございまして、先生御心配のような問題、今後いろいろ出てくると思ひますし、かつ、このいろいろ物価の値上がりあるいは労賃の値上がり等々の問題、これは予算一般の問題ではございしますけれども、この予算の中で迎賓館の管理を十分に——まあいろいろやりくりの問題もございします、われわれとしても全力を尽くして恥ずかしいこの迎賓館というものの維持管理をしていきたいというふうに思つておる次第でございします。

○宮崎正義君 時間がございせんからこれでとめますけれども、この問題についてはいづれにしましても、これを着工したときには高度経済成長で相当豊かな潤沢な中で計画をされてきていて、今日では石油危機に端を発して非常にインフレーションの中でわが国の経済もたいへんな時代に來ている。そういうときに迎賓館が豪華な落成式を、このふたあけをしていくという非常に一面で見て

いきますと皮肉な時代の中に誕生するようにも思えるわけですから、皮肉な見方をすれば、まあいづれにいたしましても、最初から申し上げておりますように、新聞等で報じられておりますように、外国でもうすでに諸外国の方々を招聘するようになるとまでも云々されておるときでございします。そういうふうな面から考え合せて、この運営については私はあと相当まだ研究をしながらならない問題が多々あると思ひます。そういう総合的な考え方を長官から伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂徳三郎君) たいへんに迎賓館の問題については関心を持っていただきまして、現地も御視察いただいたし、また、ただいまも種々な点で、これが着工されたところ、あるいは今日と

なる御忠告及び御意見を承りまして、たいへんありがたく拝聴いたしました。われわれといたしましては、この法律の通過を待ちまして全力を傾けて御期待に沿う努力をしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○宮崎正義君 外務省の、これからどんな人がお見えになるかということは、質問しようと思ひましたけれども時間がなからやめます。どうもありがたう。けっこうです。

次は、四十九年度の同和対策の関係予算のことについて一言だけ質問をして、私の質問を終わりたいと思ひますが、答弁によつては長くなると思ひますのでひとつ委員長の方にも御了承願ひたいものです。

この四十九年度の関係予算を見ていきますと、減額されているんですね、前年度より。その減額されているところ、文部省関係、厚生省関係、通商産業省関係、これらが減額されているように見受けられるのですが、その理由ですね。このすべてが予算が増加しているのかかわらず減額をしているということについての御答弁をひとつ願ひたいと思ひます。

○政府委員(眞理彰君) 予算の問題についてお答えいたしますが、同和対策事業全体の予算といた

しましては、ことしの予算規模が総体として圧縮されました中での増額がはかられておる。いわゆる特別ワクというところで申しまして五六%の増額になつておることと、まだまだ十分ではないということもわかりませんが、全体の抑制的な予算規模の中では相当に努力をいたしたというつもりでございします。

個々の費目についてみますと、御指摘のように若干減額になつておるものもあるわけでございします。特に事務的な経費につきまして予算全体で八%の節約ということが編成方針の一環としてかけられておりますので、そういう関係で減つたものがこまかい事務的な面で多少あるわけでございします。

○宮崎正義君 各省あげたでしよう、私が、各省——文部省、厚生省、通商産業省。その減額している内容を説明していただきたいと言つたでしよう。よく質問している内容を聞いてください。

○政府委員(眞理彰君) 各省参つておりませんが、文部省の関係で申しますと、たとえば同和教育の推進に關する研究協議会の開催の経費が、これはごくわずかでございしますが四千円減つておるとか、資料の作成費が十四万三千円減つておるとか、いろいろな削減はこれは節約によるものでございします。それから厚生省関係で減額になつておりますのは、トラホームの予防費が前年に比べて三百五十万ほど減つておりますが、これは必要とする対象人員が減つたというふうなことに由るものでございします。それから通産省では産業振興の委託費というものがございまして、これが九十七万九千円、これは果などに対する委託費でございしますが、これは対象地区が減りましたことに伴う減少でございします。まあそのほか事務費で、やはり通産省関係で十八万六千円減つたという項目がございします。これは節約等に伴うものでございします。

以上でございします。

○宮崎正義君 いやにこまかいかと思つたという

と、いやに大きな増額、こまかい減額、これを一つずつとらえて私じつくりやりたいと思つたんですが、もう全然私の約束した時間がなくなつてしまつて何とも言えないんですがね。いまのトラホーム予防費の問題でも人間が減つたから減額していくんだということ、そういう面から一応はわかりましたけれどもね、これだつていろいろな問題があるわけですね。きょうはこまかいことはやりません。いずれにしても総体的に見てこの同和対策協議会の審査報告等に基づいての事業というものを円滑に進めていかなきゃならぬ。それを特に私は要請しておきまして、もうきょうはこれで質問をやめます。あと、こまかいことを聞こうと思ひましたのですけれども、きょうは、また後日に譲つてやめます。

○岩間正男君 時間があまりございせんので、要点質問しますから、要点についてお答え願ひたいと思ひますが、それは総理府統計局職員の問題と関係する問題です。実はこの問題につきましまして私はさきに二回ほど質問しているわけですね。ことに総理府設置法の一部改正法案、これがいまこうして出されているのでありますが、その当時の審議の状況から考えますと、もうすでに一年近く経過しておるんですね。そういう中でこの問題はどうかになっているのか、これは非常に総理府の政治姿勢の問題とも関係すると思ひますのでお伺ひするわけでございます。

そこで、私はまずお聞きしたいんですが、昨年の七月十二日の当委員会での問題を取り上げました。職場の状況とそれから罹病の関係について十分に調査するよう当局側にこのことを要求し、指摘したわけですね。その後、職員組合とのような話し合いを進め、また被害者の救済策をとつてきたか、この経過についてお伺ひしたい。

○國務大臣(小坂徳三郎君) お答え申し上げます。

岩間委員から昨年来二度にわたつてこの問題について質問をいただいておりますことは引き継ぎ事項で十分承知しております。それで、第二問の職

員団体との話し合い等につきましては統計局長からお答え申し上げますが、私といたしましては、こういうような問題がすでに起こつておつて、岩間委員及び参議院のほうからこの問題についてのいろいろの問題の御提起なりありますのでこの実情を調査をいたしました。問題はやはりこういう統計事務、特に機械を主体とする非常に高度の集約的な労働でございますから、こうした職場においてには特に健康管理ということがきつて重要であるという意識で、特に頸肩腕症等だけではないに、全般の職員の健康の増進維持ということに特段の配慮を払うことを統計局運営の基本に据えておるわけでございます。そのような考え方の中でこの問題もできるだけ早く御期待に沿う解決への努力を積み重ねておりますが、なお問題が多少なま煮えの状態でございまして、このように考へております。いづれにいたしましても、このような職場における健康管理の重要性は十分認識して、全体としての働く方々の健康を守るということを大きな方針としておるわけでございます。

○政府委員(川村皓章君) お答えを申し上げます。

昨年の七月十二日に岩間先生からこの席で伺つた以降の問題といたしましては、それまでの経緯が多少紆余曲折があつたことは先生すでに御存じのとおりでございます。ただ、その経過等を踏まえてみますと、やはり何といたしましても私どもの総理府といたしましては、まあ理由のいかに問はず、できるだけ早期にこれを解決するということに基本に据えらるべきであるという考えのもとに関係機関、まあ人事院なりあるいは労働省等でありまして、それらの御意見も伺ひまして、頸肩腕症候群に関する専門家を有し、かつ一般の信用も厚い総合病院にお願いをするのが適当であるという判断のもとで、その総合病院にお願ひをいたしました。その解決を促進するということと、現在これらの準備をいたしまして、具体的に職員団体とこれらの運び方について話に入つて

いるところでございます。

○岩間正男君 早速に解決するということを基本に据えるというお話ですが、もうどのくらいたちますか。もう一年近くたつてゐる。それでこの問題、解決したんですか。政府の早急というの、これはどういうことなんですか。日本語の範疇からはみ出しているんですか。どうなんですか。具体的に解決したのですか。昨年私はあけてゐるのです。十八人の認定申請者がある。これについて具体的にどうしますか。そうして最初に、これは災害補償法のとときにこの問題を提起した。ところが、少しも解決してない。そこで、一ヶ月後くらいだつたと思ひますが、八月段階で今度は総理府の設置法の一部改正があつた。そこで最後の詰りとして、これ、そのとき大臣に確約してもらつたわけですね。確約した。それであの法案が通つたわけですね。そういうふうな中でいま同じようなことを繰り返している。あれから何ヶ月になつたんですか。もうすでに十月月近くになるでしよう。そういう中でとても早急ということにはならぬと思ひますが、これはどうなんですか。

○政府委員(川村皓章君) 先生のたゞいまの御指摘は昨年の九月のたしか二十六日のときだつたかと思ひますが、それで、それ以前に実は、先生もこれは御存じのとおり、人事院から体力等検査データを求めるという話がございまして、これが実際に職員団体の協力が得られなかつたという、まああとにおいての話でございます。そこで、先ほど申し上げましたように、できるだけこれは早期にしたい。ただ、先生も御存じのとおり、この問題の本質は一般事務の新しいケースでございます。実は、これはこの中身としても、そう簡単には右から左というほどにもいかないという問題も事実でございます。ということは、やはり一つの認定行為の中では、何といひましても業務との因果関係がやはり認定上は必要であるという問題がございまして、それらのやはり手法と申しますのは、何と申しましても医学的な問題が多小入つております。したがつて、私どもだけではその医学的な判

断もいたしかねますので、その辺の準備もある程度の時間がかかる。そこで、昨年の後半でいけば早期に準備をしてきた中身を御報告申し上げたつもりでございます。

○岩間正男君 まあ、そういうことを言つておりますけれども、そんなに時間かかるものですか。一方、病人は苦しんでいるんですよ。そういう中で、すでにほんとうに八カ月以上ですね、もうたつてゐるんですよ。

それじゃお聞きしますけれども、認定についての調査が人事院から現在総理府本部のほうに移された、こういうことを聞いておりますけれども、これは事実ですか。その経過と理由を明らかにしてほしいと思ひます。人事院からもお聞きしたい。統計局長から先に……。

○政府委員(川村皓章君) あとで人事院からお答えがあると思ひますが、先生も先ほど言われましたとおり、人事院に当初お願いしたことは事実でございます。そこで、人事院から具体的には指示がございまして、公務との因果関係を明らかにするために必要な資料ということで、筆圧であるとかあるいは指機能であるとか、いわば労働衛生学的な検査を新しい問題であるだけにということとで言つてこれらたわけでございますが、この辺は不幸にして協力が得られなかつたといういきさつがございまして、そうしますと、その事態でありまして、やはり実際に病気に罹る方々の方はいわば日夜苦しんでいる方々でありますから、その事態に着目すれば何らかの手段でできるだけ早期解決というのを優先的に考えるべきじゃなからうかというところで実施機関としても考へてまいつた次第でございます。

○岩間正男君 いまのあれはどうですか、移したというの。人事院から総理府本部のほうに移したというの、どうですか。

○政府委員(中村博君) たゞいま統計局長から御説明申し上げましたように、先般先生から委員会でも御指摘いただきました。したがひまして、私どもが労働衛生学的資料をいただくことがいろいろな

事情によつて非常にむずかしいということでござい
ましたので、やはり補償の迅速をはからな
きやいかぬという趣旨から統計局とも逐次打ち合
わせを始めまして、その結果、迅速に補償するこ
という観点から、しかも一方医学的な十分な資料を
いたたく、御判定をいたたく、両方の観点をかね
合わせまして、統計局のほうでとりあえず先ほど
統計局長から御答弁申し上げましたような措置を
講じて、そして一刻も早くこの問題を解決いた
だくようにということで両者合意に達しまして、
先生のおこばによりますれば統計局のほうに問
題を渡したと、こういうことが現在の状況で
ございます。

○岩間正男君 急ぐ急ぐと言っていますが、民間
の場合なんかは、これはそんなめんどろくさい手
続をとらなくてやっているとしよう。その事
例はこの前回は詳しく述べました。苦しんでいる
のは本人なんです。その問題を解決するとい
う親心があったら立場と態度を私は変えなければ
と思うんです。

〔理事岡本悟君退席、委員長着席〕
人事院のほうでは、それは立ち入り調査とかそう
いうことまではできないわけなんです。結局そうい
う資料を要求してもこれは来なかつたわけだ。そ
ういうことで、これは非常に基本的な本人の人權
の問題ですからね、これは組合側でそういうよう
な意見を出しておる。しかし、それを人事院で解
決していると、とにかく何とんでも人事院の立
場で監視されているんです。総理府のほうのほう
だとぐあいがいいというので本府にこれは移し
た、こういうかっこうになれば、それで解決した
かという、どんだんおくらすための手段と言われ
てもしょうがないんじゃないですか、これ。どう
なんです。

○政府委員(川村皓章君) 先生がただいま人事院
から実施機関たる総理府へというのを、おくらし
たというふうに思っておりますが、いや、実は私
どもは職員団体の協力が人事院の検査の場合に得

られなかったという事実を踏まえれば、さらに多
少実情を知っている者としては、できるだけ早期
にやりたいということで実は人事院とも相談した
つもりでございます。それで、しからば何カ月じ
やないかというような問題もございしますが、確
かに私どもの気持ちといたしましては、これ、急ぐ
ということでは先ほど申し述べたとおりでござい
ます。ただ、やはり一方こういう認定という行為は
新しいケースであるだけに因果関係等もある程度
明らかにしなきゃならぬという問題もございま
して、それとのかね合いでできるだけ急ぐという問
題でございます。これは御理解を賜りたいと思
います。

○岩間正男君 善意で移したというんですね。善
意で移して、結局は結果が悪くなったということ
になる。どんだんおくらすといふ。こう
いう形で行政がやられるということは非常にこれ
は問題だと思ふんです。これは総務長官がさつ
き、とにかく健康管理は非常に重要だと、こう考
えている。——これはあとで聞きましますけれど
も、そうおっしゃっている。当人は苦しんでいる
んです。これは私も頸肩腕症候群というものの
経験はないからあれですけども、実際これはた
いへんだね。いろんな手記なんかを見ているすけ
れども、心理的にもそれから経済的にも参るし、
全くこれはたまったものじゃないです。そうい
う問題に対してもっと的確に処理をしていくとい
うそういう基本態度をやつぱり堅持するなら、い
ま言ったけれども、因果関係、因果関係とい
て、ちやうど公害の問題と同じようなことを言っ
ているわけなんです。因果関係でなくて、当人がどれ
ほど苦しんで、どんだんおくらすにやっていると、こ
から出発したら私は違つてくると思うんです。こ
れは長官、どうでしょうか、そこは。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 先ほど申し上げまし
たように、やはり健康管理がきわめて大事である
し、同時にまたその反面、現在罹病をされて苦し
んでおられる方々を早く救済をしていくというこ
とはこれは当然のことでございます。ただ、これ

がたいへんにいろいろな面で行きつかえておるの
は、残念なことに職員団体との間の話し合いがス
ムーズに進まないという面もありましたが、よう
やくそれも昨今軌道に乗ってきたという報告を受
けております。しかし問題は、いまる御指摘の
ように、病気の問題は病気を苦しんでいる人
たちが一番つらいのでございまして、それをはた
の者がいろいろとするよりも、やはり苦しんでい
る方々を早く救済できるような措置を進めるとい
うことは当然のことだと考えて、さらに一そう努
力を重ねてまいりたいと考えております。

○岩間正男君 それじゃお聞きしますが、総理府
は現在の段階でこの医療機関に総合的な判断を
求めているんですか。
○政府委員(川村皓章君) これは組合と現在お話
を申し上げておる中身になります。実際にこの
病気の内容からいまして、病理の關係とかある
いは神経外科の關係とか、いわば専門家の分野と
しては多少多岐にわたる問題がございします。か
つ、この問題はいわば専門家にたよらざるを得な
い要素がございします。先ほど申し上げました
総合病院、すなわち慶応病院を具体的にお願い
をしようかと思ひまして、その意味で職員団体と
話をしております。

○岩間正男君 まだ決定してないんですか。
○政府委員(川村皓章君) 職員団体にはその内容
をお話し申し上げて、いま返事をいただいております。
最中でございます。
○岩間正男君 慶応病院のどこかが担当するん
ですか。
○政府委員(川村皓章君) いまは慶応病院にお願
いするということで職員団体がそれでよろしいと
いうことであれば、具体的には医師団を編成して
いたかどうかと思つております。

○岩間正男君 これはいつごろきまるんですか。
いま交渉中だという話ですが、いつごろきまるん
ですか。どうして長引いているんですか。
○政府委員(川村皓章君) 職員団体にお話を申し
上げたのは二月中旬でございまして、もう間もな

く返事があると思ひます。
○岩間正男君 この点、やっぱりもつとはつきり
させて促進しなければならぬ。それから慶応病院
といつても具体的にただ病院に頼むんだというだ
けじゃ話にならない。これは神経外科——どこな
んですか、明確にしてください。
○政府委員(川村皓章君) 先ほど申し上げました
ように、おそらくは神経外科なり整形外科なりあ
るいは病理なりといういわば専門家が要りますの
で、一カ所だけではなくて、医師団を編成してい
ただこうというかっこうになるうかと思ひます。
どこのどうというかっこうについてはまだ申し上
げられません。

○岩間正男君 これはまないたに乗せるようなこ
とになるんですね。いま苦しんでいる現実がある
んです。それを何だかんだいって、官庁のやり
方は、こんなことをやっておりますか、民間で
は。苦しければ、民間の病院でやったら、すぐに
やつてみてわかるでしよう。一日で解決でき
る。それを一年近くもかかつて、あつたこつち
だと。それから総合的なやつ、新しい問題だから
別だということをやつていたんでは、実際これは
たまったものではないですよ、病状だつて悪化し
ますよ。この点はきょうを契機にしてこれはぜひ
やつてください。この経過については報告がほし
いですが、当委員会に。当委員会としても重要な
課題ですから、どういうふうな経過であるか。そ
れから最終的にはだれが判断を下すんですか、責
任者はだれですか。この認定の判断を下すのはだ
れですか。

○政府委員(川村皓章君) この最終的な判断はい
わば実施機関たる総理府でございします。
○岩間正男君 総理府のだれですか。
○政府委員(川村皓章君) 実施機関の長は内閣総
理大臣ということになります。
○岩間正男君 自分も非常に神経がいらいらする
んだから、経験があるんです。これは早く総
理大臣やつてもらいたいんだが、最後はそういう
ことだろうが、実質的には最後の判を押すだけだ

ろうと思ひますが、実際には統計局長ですか、この問題をやるのは、それとも長官ですか、どこですか。

○政府委員(川村晴章君) 内閣総理大臣が総理府の長でございまして、それを担当します機能といひましては内閣総理大臣を補佐する総務長官、さらに実施機関としてはやはり人事の關係でございまして官房の人事課、それから具体的な場の管理者でございします私どもがいわばその衝に当たることになりまして。

○岩間正男君 とにかく促進して、もうきようはこれは法案が上がるかどうかかわらないんだけれども、ほんとうは私はこの法案にも關係あると思ひますね。この前から、こんな懸案はいつまでも引きずって歩く問題じゃない。そのことはまたいまの勞務管理の問題と非常に深い關係も出てくる。それから實際は能力の問題と深い關係が出るでしょう。これは総理府の能力が一体どういふことでは果たされなくなつてきますね。そういう点からいひまして、とにかく時間をかけないで急いでこれについて解決すると、こういうことはどうですか、長官、ここで言明できましようか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 職員団体の諸君が、たとへば慶応なら慶応の総合病院のグループのお医者さんに見せるということを了解して、またその技術的、技術的な診断というものを尊重してくれれば話は非常に早くいくと聞いております。それがなかなか十分に意思の疎通ができないところに問題の遅延のガクがあるわけでございます。それらの点について私ども努力をいたしまして職員団体の諸君の十分なる了解を得たいと、そして努力をいたしておるわけでありまして。

○岩間正男君 その経過についてはわれわれも非常に見守つてゐるわけですから、報告をいただければ、そのつど、どういふことをどうやつたかということは報告いただけますか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) いたしませう。
○岩間正男君 この問題をやはり解決するについて、実は長官は健康管理は非常に重要だといふ

ことをおしやつてゐるわけですが、むしろこれは行政の責任者として足元の職員がどうなつてゐるか、この生活条件とか労働条件、さらには健康管理、安全管理、こういう問題といふのは非常にこれは重大な課題だと思ひます。これは新しく就任されてからそれほど時間がたつていないわけですが、ところがやっぱ責任者として一つの重要な課題になつてゐるわけですね。そういう点からいひますと、どうですか、長官自身が職員組合とこれは会つてこの問題を解決すると。中にいろいろ入れていふと、日本の官僚機構といふものはなかなか複雑でめんどろなことになることは私がよく言う必要はないと思ひます。したがつて、そういう趣旨だけなら私はこれは職員組合と會つて、この問題だけじゃありませんけれども、これはこんな話し合いを進められるといふことは非常に必要だと思ひますが、就任以来お会いになつたことはございしますか。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として沢田政治君が選任されました。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 私、総務長官に就任いたしましたから、二度でございますが統計局、恩給局のあの事務所に参りまして、同時に二度職員団体の諸君と會ひました。で、まあ私の方針としては、具体的であり、かつ非常に事務的な問題についてはできるだけ局長クラス、特に統計局長が当たつてもらいたいと思ひますが、その他の問題については、健康管理ばかりではございせん、働く方々の気持ちやあるいはまた希望やいろんな問題を持つておられるわけでございますので、懇談をする機会を幾らでも持とうといふことを先方にもお話ししております。

○岩間正男君 會われたといふことですが、會われるのいろいろあるもので、これは労働者のそういう基本的な権利、そういう問題についていろいろ懸案がある、障害にぶつかつてゐる、いろいろ要求もある、そういう要求を果たすために進んでそこへ行つて話し合われる、こういうことが必要だと思ひます。具体的にはこの問題についてお話し合ひになつたことがございしますか。
○國務大臣(小坂徳三郎君) この問題は報告を受けておりますが、まだこの問題について特に會つたことはありません。

○岩間正男君 會われるお考えはありますか。
○國務大臣(小坂徳三郎君) やはり事務的にいふと煮詰まつた段階、さらに問題はわれわれがいま考へております慶応大学の総合病院としての機能を使うといふことについての了解が得られそうない段階でありますから、それが得られてから必要があれば會うといふふうにしたいと思ひます。

○岩間正男君 これは必要が大ありだと思ひますね。それで先ほどの論議でも明らかかなように、いろいろ行政事務のところにだけまかしておきますと、今日のような事態の原因になつてゐるのですから、しかもこれは職員の健康管理、勞務管理、そういう要求をいふものは非常に重要な管理、そういうことを言つておられるのですから、こういうことを言つておられるのですから、しかも具体的にこれは問題が起つてきてゐるのですから、この問題は進んでこれは指導的立場をとられて、行つてみて、いままでのやつてゐることはどうなんだと点検して、ここはいかにいかにいか、ここはもっと早くできるじゃないか、こういう指導が長官からむしろあつていいんじゃないか、むしろそれが民主的な長官の態度だと思ひます。新しい長官に期待するところ、そういうところにあるんじゃないですか。それ、どうですか、積極的にこれは自分から果たされるという私はそういう新生面を切り開いてほしい思ひます。何か一定の結論を得て、その段階で會う必要があれば會うといふのはこれはいままでの答弁なんです。小坂長官、そういう答弁されちゃまずいんです。そんないままでの繰返し文の紋切り型、そんな紋切り型はやめて、ここで新しいスタイル

をほんとうにこれは出すのかどうか、このところにかかつてゐるんですから、どうなんですか。
○國務大臣(小坂徳三郎君) この問題に対して岩間委員が過去以来非常に情熱を傾けていらつしやる事実もよく知つております。また、そういう意味でたゞいまの御発言であることもよく理解できます。今後積極的に會う会はないといふことは私の判断にひととおまかせいたしたいと思ひますが、組合の職員団体の方々といいでもいい状態で話し合ひができ、またいい状態にあるといふことが統計局の仕事を進めさせる基本であるといふふうに私も認識しておりますから、そうした意味合ひにおいての皆さん方との意見、特に職員団体という特定なものでなしに全局員と對話をするといふことをやろうと思ひますし、それは二度ばかりいたしました。

○岩間正男君 決断と実行といふことを言つてゐるのですから、私はそれは進んでいって、何もそういういろいろなめんどろくさい手続じゃないと思ひます。それから職員団体としてはぐいぐい悪いといふようなことをちつと云われるんですけれども、これは職員団体が現にあつて、そして労働者たちがこれは権利を守り、生活を守つて、しかもこれは公務員としての当然の任務を尽くすための条件ですから、当然健康管理、それから生活の問題、安全管理、こういうものなしにはできないわけですね。国民に負つてゐるところのそういう責任を果たすことができないわけですからね。私はそういうかきねを置いてゐるのは、これもまた従来の側近があまりよくないのですよ。いつてもそういう職員団体になかなか簡単に會わないほうがいいですと、こんなことを言つてゐることをよく聞くので、こういうことのないようにしてほしい。それについて一休事態の認識はどうされておるかといふことですね、私お聞きしたい。これはどうですか。私がこの問題を取り上げた昨年の七月の段階では、頸肩腕症候群の認定申請は十八名あつた。これは当時の局長は十七名と言つておりましたけれども、そのところは数は十八名と

して、今日ではどうですか、何人になっていきますか。

○政府委員(川村晴重君) 現在までキーパンチャーの方で認定申請を出しになった方が九名でございます。そのうち六名は認定済みでございます。それから一般集計事務の関係では三十三名でございます。

○岩間正男君 そうすると、これはこの八カ月の間にたいへんふえたんですね。十八名から三十三名ということになりますと、これはどうですか、十五名も増加しておるのですね。減っているというんら話はおかしく。解決してないということでしょう。これはたいへんな問題です。そういう中で出された意見書があるわけですね。いままでも認定申請の理由書、それからそれに対する申請書、そういう中で、たとえば一人の方はこういうことを言っているんですね。「仕事中心に立つのも気兼ねをするようなきびしい労務管理と劣悪な労働条件の中で発病した病気で、業務に起因した病状として、治療費を含む通院に関する一切の補償と身分上の保障及び、再び発病することのないような適当な業務と、健康で働いていけるような労働条件を実現して頂きたい」これは切実な血の出るような声です。総務長官、これはどうお思いになりますか。こういうことで、ほんとうにこれはこたえていただくでなくちや——しかもこれは大体いままでの推移を見ますという、四十一年前までは大体このような申請は一人だった。ところが四十一年にこれは電算機が入りました。電算機に伴うところのこの業務というのはこれはたいへんなものなんです。というのは、〇・六ミリで長さ五ミリぐらいですか、そのところに間違ひなく線を引くとかそういうようなやり方、それで非常に緊張する。しかも単純労働の繰り返し返し、こういうことをやっていたら当然これは頸肩腕症候群が発生するというのは明らかなんです。それを原因調査だ、因果関係だ、こういうことだけやっておったんでは、こういう事態にほんとうに対処することはできない。そうして統計業

務そのものも円滑に推進することができないことは明らかなんです。したがって、こういう問題でほんとうにいまの電算機、つまり合理化、機械化、そういうことから起こるところの人体の故障、そういうものについてやはり明確なこれに対する検討が必要だというふうに思っておりますが、

労務管理というのは、まさにそこから出てこなくちゃならない。労働条件の問題もそこからこれは出てこなくちゃならない。そうすればこれに対する適応した対策というのは必要になってくる。これが出されてないから、いま言ったように十八名が八カ月の間にもう二倍近くもなってきた。こういう実態ですね。そうすると、いいほうにいつてないということですね。いまの労働行政はいいほうにいつてない、悪いほうにいつてい。悪化の傾向をたどっているということになるんですよ。どうでしょう、長官、この辺にやっぱリメスを入れなきゃ私はほんとうに円滑な行政は確立できないんじゃないか、こう思っています、いかがでしょう。

○委員長(寺本広作君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こして。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの御指摘でございますが、そうした方からの意見あるいは投書というふうなもの、もちろんそのとおりのもあるかとも思います。しかし、私が先般二度にわたって統計局に参りまして、もちろん仕事の内容を見て、非常にこれは高度の技能を要するし、また非常に精神的にも疲れる職場であるということもよくわかりました。同時に休憩時間その他も十分に取っておりまして、私はそれを見てたいへん安心したわけでありまして、また、ソファ一等の施設もございますし、いろいろな面でいわゆる劣悪というほどではないというところは、私、非常に長時間のあれでございますけれども、感じたわけですが、特に問題が非常に高度の技能を要するし、非常に神経を集中するであらうことはしろうとの私もよくわかりますので、それらの問題

が、働いている人たちの心をゆがめたり、あるいはまた病気になるという自己意識におちいるというところや、あるいは結果に於いての病気になるというふうなことを防ぐ、そうした問題に対しては、いままでも以上の努力と配慮を統計局の幹部諸君に求めているわけでございます。

○岩間正男君 劣悪でないと言っているけれども、事態は悪化しているのですからね。だから、劣悪でないとか何とかというのとは事実によって判定するのとはちがうわけで、事態は悪化しているのです。だから、こういう点について、ことに総理府でございますから、総理府はそういう意味じゃ全官庁のこれは模範を示していださるうと思ひます。労働行政は模範的にやられていると、ほんとうに管理がよく行なわれていると、そうしてほんとうに労働者の権利が保障され尊重されているということ、これが非常に重要だと思ひます。

それで資料として、時間がありませんから、人事院にお願いしたいんですが、これまでに公務災害認定申請による調査件数は、統計局以外も含めてどれだけ出ていますか、人事院で。これは資料として出して下さい。もう時間ありませんからね。

統計局についても、これについて急速に処理する、そういう方針を確立すべきだと思うが、その方針もあわせて資料として、委員長、これは要求していただきたい。いいですか。これは当然必要だと思ひます。ようございませうか。当委員会に提出してください、できるだけ早くね。

○委員長(寺本広作君) ただいま岩間委員から要求のありました資料、当委員会に御提出をお願いいたします。

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。これにより採決に入ります。

総理府設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十八分散会